

外国旅行旅費等支給に関する細則

平成24(2012)年3月17日 理事会制定
令和7(2025)年6月12日 理事会改定
令和7(2025)年10月1日 理事会改定

第1条 公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）の外国旅行旅費、その他に関しては、定款による以外は、この細則による。

- 2 会員の日本国外からの、若しくは日本国外への渡航を伴う出張に対して、本会の国際活動に係り、且つ会長が認めるものにつき、この細則による旅費、その他を支払うことができる。
- 3 招待講演等のために本会の依頼により、日本国外からの、若しくは日本国外への渡航を伴う旅行を行う非会員に対して、この細則による旅費、その他を支払うことができる。

第2条 渡航費は、航空券等現物として、もしくは合理的な通常の経路及び方法で渡航する実際に要した航空運賃等の実費を支給する。ただし、原則としてエコノミー航空運賃（空港税、燃油サーチャージ等を含む）とする。出張者は事後に領収書を提出し、実費精算とする。

第3条 渡航日当は、一日5千円を支給する。渡航日当は、出国日および帰国日の現地における交通費（タクシ一代等）、その他雑費（通信費、ロッカ一代、手荷物取扱い費、旅行者保険料等）を含む。

第4条 宿泊費は、学会用務の遂行に必要な滞在日数を上限とし、一泊につき3万円を限度として実費を支給するものとする。出張者は帰任後に領収書を提出し、実費精算を行うものとする。

第5条 旅費等の支給は予算の範囲内で行い、それを超える場合は理事会の承認を必要とする。

第6条 出張中の事故については、学会は一切責任を負わない。

第7条 出張者は理事会に出張報告をしなければならない。

第8条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。